



「弊社は最近多発している悪質な架空請求の業者ではありません」と注意書きを入れるのが、最近のはやりです。

# イチバン。無視が

ある日突然、家のポストにこんなハガキが。「連絡なき場合は裁判手続き、給料差し押さえ...」って、これは大変、すぐに電話しないと！でも、ちょっと待って。よく見ると何か変だぞ。

このハガキは、町職員（しかもまったく同じ内容のハガキが数名）に実際に送付されたものです。もちろん心当たりはありません。消費生活問題を担当する町消費生活相談所に相談したところ、たくさんの不審な点が見えてきました。「これは、典型的な**架空請求**です。**無視するのが一番、絶対にこちらから電話してはいけません**」とのことでした。たとえ債務を確認するためや支払い意思のないことを伝えるものであっても、こちらから連絡してはいけません。連絡することによって、こちらの電話番号などの個人情報を知られ、今度は電話などで請求されてしまう恐れがあります。

## ここがおかしい。

債権回収会社が回収することはできません。

「債権管理回収業に関する特別措置法」により、債権回収会社が回収を行うことができる債権は、「特定金銭債権」（金融機関等の貸付債権等）に限られています。ここでいう有料番組サイト等の料金は、この「特定金銭債権」には該当しないので、**債権回収会社が回収することはできません。**

本来の債権者からの連絡がない。

本来の債権者（この場合、有料番組サイト運営者）から、債権回収会社に債権を譲渡した旨の連絡が事前になく、**いきなり債権回収会社から送られる請求は無効です。**支払う義務はありません。

連絡先が携帯電話？

法務大臣が許可した正規の債権回収会社が、請求

書面で、担当者の連絡先として**携帯電話を指定したり、個人名義の口座を回収金の振込先とする**ことはありません。また、法務大臣が許可した債権回収会社名は、法務省のホームページなどで簡単に確認することができます。

不安なときは、迷わずにご相談ください。また、執ように請求されたり脅された場合は、すぐ警察にご相談を。

- ・役場消費生活相談所 ☎3・3131 内線150
- ・斜里警察署 ☎3・0110
- ・北海道立消費生活センター ☎011・271・0999（相談専用電話）